

2011.03.23 平成 23 年第 1 回定例会（第 4 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） はじめに、このたびの東日本大震災で被災されました多くの方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。いまだに多くの安否不明者がおられ、また、不自由な避難生活を送られている方々を思いますとともに、心が痛む思いでございます。一日も早い復興を願うものであり、我々といたしましても、できる限りの支援をしてまいりたいと思う次第であります。この震災で犠牲になられました多くの方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。皆様、ご起立をお願い申し上げます。

黙祷。

（黙祷）

ありがとうございました。

ただいまより本日の会議を開きます。

○議長（札辻輝巳君） 総務委員長、吉田忠雄君。

○5 番（吉田忠雄君）（登壇） おはようございます。それでは、総務委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 10 日の本会議におきまして、総務委員会に付託を受けました補正予算 1 件、条例の制定 1 件の計 2 件の案件につきまして、18 日、委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重審議を行いました。

以下、その審査の概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第 12 号、平成 22 年度桜井市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、繰越明許費が総額 4 億 3,800 万円となっているが、金額が多い理由は何か。また、街路事業の 2 億 1,400 万円の繰越理由は何か。

街路用地を購入するに当たって、一番苦勞することは何か。

代替地の確保に伴う用地の単価交渉において、市が差額を負担するようなことはないのか。

小学校用のパソコン関係でネットシェーカーが予算化されているが、どのようなものか。また、今回、4 校において導入するとのことであるが、今後は他校にも展開していくのかといった意見がありました。

これらに対して、繰越明許費が多い理由については、緊急の経済対策による国及び県の補正予算であるため、内示等、手続上の時期的な問題により繰り越しとなったものである。また、街路事業の繰越理由については、建物の移転及び用地購入の未執行によるものである。

用地購入に当たって苦勞するところは、土地価格が下がっていることに対しての単価の交渉、及び建物の移転先の補償問題である。

代替地の確保に伴う用地の差額については、当然、本人負担であるため、市が差額を負担するようなことはない。

ネットシェーカーとは、パソコンへのウイルス及び有害情報をカットするなどのセキュリティ機能を持った機器のことである。また、導入する4校においても、現状は他校と同様に保守点検時に設置済みであったが、今回、パソコンの入れ替えに伴って新たに設置するものであるとのことでありました。

本案につきましては、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、公益的法人等への桜井市職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、平成14年度に国から条例制定の指示があったにもかかわらず、桜井市はなぜ制定しなかったのか。なぜいまになって制定するのか。県内における他市の状況は、どのようなになっているのか。

いままでの派遣は人事異動で行っていたが、今回の条例制定により、本人同意が必要となった。同意が得られない場合については、どのように考えているのか。

職員が減少している中、平成23年度においては、いままでどおり職員を公益的法人等へ派遣するのか、それとも、減らすのか。

奈良県市町村広域連携推進会議に桜井市は出席していなかったが、開催の案内はなかったのか。また、出席しなかった理由は何か。

県において大きなイベントが開催される場合、桜井市もかかわるとなれば、人員配置的なことを考える必要が出てくるのではないかといった意見がありました。

これに対して、平成14年度に桜井市はなぜ条例の制定をしなかったのかについては、その当時、国より、市の事業を受託し、円滑に遂行している団体へ職員を派遣または出向している場合は、条例制定の対象外という見解が出ていた。また、条例の対象となる社会福祉協議会、清掃公社については、現行制度の適切な運用により対応を考えていた。このようなことから、即、制定をしなくてもよいだろうという判断のもと、今日に至っている。

なぜいまになって条例制定するのかについては、最近の自治体を取り巻く状況を見たときに、派遣法に関する裁判が他府県で起こっており、派遣職員の身分及び諸問題に対応するための明確なルールが必要との判断により、条例を制定するものである。

他市の状況については、すぐに条例制定をしたのは奈良市をはじめ6市であり、橿原市が平成20年12月から、宇陀市が平成20年4月から施行している。現在、条例制定をしていないのは、天理市、五條市、葛城市、桜井市である。

本人同意の問題については、条例を制定した以上、市職員として当然従っていただくものと考えている。

平成23年度の公益法人等への職員の派遣については、社会福祉協議会、清掃公社とのかかわりの中で、職員を派遣して両輪のごとく事業を運営したいという思いから、現状のままでもいいと考えている。

奈良県市町村広域連携会議への参加については、議会の開会中であったため、出席でき

なかった。

県において新しく事業展開される記紀万葉プロジェクトには、桜井市も桜井卑弥呼の里プロジェクトという名前で登録し、参加する予定であり、会議には職員が出席している。

記紀万葉プロジェクトのような重要施策については、アクションプランにより、職員は減少しているが、第5次総合計画に見合った形で観光の切り口として精いっぱいかわっていきたいと考えているとのことでありました。

本案につきましては、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託を受けました2議案につきまして、審査の概要と結果について申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査報告といたします。

○議長（札辻輝巳君） 産業建設委員長、東山利克君。

○議長（札辻輝巳君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は、関係議案を議題としたときに行います。

---

日程第2、議案第3号、平成23年度桜井市一般会計予算を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

○5番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、議案第3号、平成23年度桜井市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

平成23年度予算案には、子育て支援として生後4カ月までの乳幼児家庭を対象とした乳幼児家庭全戸訪問事業など、市民の願いを反映している内容もありますが、その一方で、いまだに人権の名による同和行政が続けられ、民生費の人権ふれあいセンター事業などに多額の予算が計上されています。今日、旧同和地区の住宅住環境や生活実態に見られた劣悪な状態はなくなり、もし仮にまだ必要なことがあれば、一般対策で対応すべきであります。

以上の理由で、私は、議案第3号、平成23年度一般会計予算案に反対の態度表明を行うものであります。どうかご賛同賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。